

# タルマリンチェン『二諦教導書』 和訳研究の試み

ツルティム・ケサン（白館戒雲）  
佐 藤 弘 幸

## 解題

本書『二諦の建立と見解の教導書たる宝蔓』（以下『二諦教導書』）は、ギエルツァプジエ・タルマリンチェン（rgyal tshab rje dar ma rin chen, 1364-1431）により執筆された二諦説についての解説書である。

二諦説は通仏教的に認められる思想ではあるが、チベット仏教ゲルク派の開祖ツォンカパ・ロサンタクペーベル（tsong kha pa blo bzang grags pa'i dpal, 1357-1419）の一番弟子たるタルマリンチェンにとっての二諦説とは、当然のことながら中觀帰謬派の——それもツォンカパの解釈<sup>a</sup>による——ものにほかならない。

ツォンカパは中觀派の立場によりながら、同じ中觀派でもバーヴィヴェーカ（Bhāviveka, ca. 490-570）等の自立派とチャンドラキールティ（Candrakīrti, ca. 600-650）の帰謬派を明確に区別して、後者をもって最高の仏教学説とした。

仏教でいう二諦とは勝義諦と世俗諦のことであるが、中觀派にとって、前者は空性・無自性と同義で、後者は縁起と同義である。

ツォンカパの考えによれば、自立派も帰謬派も、「勝義諦とは、勝義においては何も有り得ないこと、すなわち空性である」と主張する点では同じであるが、前者は、「世俗においても勝義としては何も有り得ないが、世俗有である限り、有である基体が必要であるので、有自性でなければならない」と主張するのに対し、後者は、自性と勝義を区別せず、「世俗においても有自性なもの的存在すら認めないが、にもかかわらず、分別によ

り仮設された程度で世俗有は可能である」とする点で前者と大いに異なるのである。

『二諦教導書』は、タルマリンチェンが以上のようなツォンカパの説に則りつつ、中觀帰謬派の二諦説を解説したものであり、比較的小品ではあるが、かえって手際よくまとめられている。

ところで、この書は題名にある通りの「見解」についてだけではなく、「修習」すなわち実践についても言及しているが、「修習」について説き始めた部分（タシルンポ版 8b3、ラサ版 8a2）には、帰敬の文句「正しき上師の御足に帰命するのである。」があり、ここから新たに本文が始まるかのような体裁を取っている。

のことから、「修習」を説く後半部分は「見解」を説く前半部分とは本来別の書であったかもしれないことがうかがわれる。

---

a ツォンカパの二諦説については、Guy Newland, *The Two Truths in the Mādhyamika Philosophy of the Geluk-pa Order of Tibetan Buddhism* (Studies in Indo-Tibetan Buddhism). Ithaca: Snow Lion Publications, 1992, Helmut Tauscher, *Die Lehre von den zwei Wirklichkeiten in Tsöñ kha pas Madhyamaka Werken* (Wiener Studien zur Tibetologie und Buddhistikunde, Heft 36). Wien: Arbeitskreis für Tibetische und Buddhistische Studien, Universität Wien, 1995. を参照。

### 凡例

- 一、訳文はなるべく原文に忠実に、逐語訳を試みた。
- 一、D... はデルゲ版の、Toh.... は蔵外文献についての東北目録番号の、および T... は大正目録番号の記載である。
- 一、底本はタシルンポ版とラサ版を校合して定めた。
- 一、チベット語原文、および対応する訳文中にタシルンポ版 (K) とラサ版 (H) のフォリオ番号とその表 (a)・裏 (b) および行を示す数字を挿入した。
- 一、異読の注記は、内容面に関わると思われるものに限り、明かな誤字や句読点の違いなど些細なものについては割愛した。
- 一、チベット語原文中の簡単な修正については、注記せずに [ ] で補った部分がある。
- 一、訳文に対する注記についても簡潔に止めた。本格的な拡充は後日を期したい。
- 一、チベット語原文中に、適宜 ( ) で科文を補った。
- 一、主として、訳文中の < > はひとかたまりで意味をなす語が地の文に埋没するのを防ぐため、〔 〕は語句の補いを示すために用いた。また、( ) は語句の言い換えを表し、その中でも特に (= ) は意味を説明するようなものに対し用いた。

ii ସବ୍ୟାମି K ସବ୍ୟାମି

iii H

Toh No. 5425, Ka 二諦の建立と見解の教導書たる宝蔓が御座います。

Kia1, Hia1 空は縁起の義だと通曉なさって、  
御悲によって他に教説なさる上師の  
御足の蓮華を敬礼して、甚深なる真実の義を  
要約した Kia2 程度のものを如理に説こ Hia2 う。

そのうち、ここでは、二諦を依怙主ナーガルジュナがどのように解釈したかという  
それそのものが、〈決定されるもの〉(所決定)であるうち、(1) 基体の住し方を決択することと、Kia3 (2) 道を進む次第と、(3) 果を現証する仕方である。

(1) 第一(基体の住し方を決択すること)のうち、Hia3 (1. 1) 二諦の〈定義の〔具体例である〕  
基体〉と、(1. 2) 区別と、(1. 3) 一と異を分別したことと、(1. 4) 数の決定 Kia4 である。

(1. 1) 第一(二諦の〈定義の〔具体例である〕基体〉)のうち、世俗諦とは、蘊など、勝義諦  
ではない法の一切である。

勝義諦を決 Kia4 択することのうち、(1. 1. 1) その基体の上において否定したなら、Kia1  
法無我として建てる【ことになるところの、その】〈否定されるもの〉(所否定)である  
法我を確認したことと、(1. 1. 2) それを否定したことが勝義諦だ、と論証することと、  
(1. 1. 3) それより幻術のごとく現れる在り方の喻例を教示することである。

(1. 1. 1) 第 Kia2 一(その基体の上において否定したなら、法無我として建てる【ことになるところの、  
その】〈否定されるもの〉(所否定)である法我を確認したこと)、『経』<sup>1</sup>に、Hia5 「分別に依り諸世  
間は仮設されて……」とお説きになったことと、『空性七十論』には、<sup>2</sup>……『六十頌如  
理論』<sup>3</sup>には、】

世間は無明を有縁とする、と  
等覚者がお説きになったが故、  
Kia3 それ故に、「この世間は、  
構想分別なのだ」ということが Hia6 どうして妥当でなかろうか。

と、また『四百論』<sup>4</sup>には、  
分別無くして、貪欲  
などに有性が有るのでないなら、  
「實義でかつ分別だ」と  
慧 Kia4 をえた誰が執ろうか。

と、かつその『註』<sup>5</sup>には、  
分別が有ることだけで有であり、Hia1 かつ分別無くして有性が無いもの、それらは、  
巻き上げられた縄の束における蛇のように、自体として成立していない Kia5 と決定  
されるのである。

とお説きになったので<sup>6</sup>、世間は仮設された程度のことによって有るとお説きになったこと  
との〈排斥 Hia2 分〉とは、「諦として有ること、實として有ること、自性によって有ること、  
および自 Kia1 相によって、自体によって、自力自在によって有ることだ」と宣説さ  
れるのである。

द्वै यजुर्वेदानि शास्त्राणां इति विषयान् एव विवेचनं कर्म अस्ति ॥  
केवल विषयानि विवेचनं कर्म अस्ति ॥ यजुर्वेदानि शास्त्राणां इति विषयानि विवेचनं कर्म अस्ति ॥

ଦୁଇକୀଟିମାତ୍ରାଦିକୁ ପରିଚାରିତ ହେଲା ଏବଂ କାହାରେ କୌଣସିଲେ କାହାରେ ନାହିଁ ।

ଦ୍ୟୁମେ ଦେଖିଲା ସନ୍ତୋଷାରୀ କୁଞ୍ଚିତରେ ପାପିରୁ ଶୁଣି ଦ୍ୟୁମେ ଯାହା ଦେଖିଲା କୁଞ୍ଚିତରେ ପାପିରୁ ଶୁଣି ଦ୍ୟୁମେ ଯାହା ଦେଖିଲା କୁଞ୍ଚିତରେ ପାପିରୁ ଶୁଣି ।

<sup>iv</sup> 「**ପର୍ବତୀଶ୍‌ମାସିକାପ୍ରକଳ୍ପ**」、「**ପର୍ବତୀଶ୍‌ମାସିକାପ୍ରକଳ୍ପ**」を読み換える。

V. H. HAN

それも名称の言説に依り建てられた程度のものではない有のこと、すなわち仮に〔諦が有ると〕一方的に執る仕方で <sub>12a3</sub> 執られた限りの諦のことである。

そのうち、「デーヴアダッタ」という〔言説〕と <sub>K2a2</sub> 「彼の眼と耳」云々の言説が見えるが、言説が、仮設された程度のことでは不十分なら、「言説が働く基体、それはどのようであるのか」と探求するときに、言説が働く基体、それはその言 <sub>H2a4</sub> 説のことではないし、働く基体の側で実相として成立したものが <sub>K2a3</sub> いずれでもよいが獲得されるなら、「諦として成立(諦成)したものや自体として成立したもの」というものであるが、それが有るなら、仮設の基体と自性は一と異のいずれか <sub>H2a5</sub> として獲得される必要があるのに、〔いずれとしても〕獲得されないので無自性なのである。

それゆえに、名称程度、表記程度、かつ <sub>K2b4</sub> 仮設された程度のものと説かれたものは、すなわち、たとえば「巻き上げられた縄の束における蛇なのである。」と仮設された際、その縄の部分の各々と、集合 <sub>H2a6</sub> と、相続と、相続を有するもののいずれも、蛇の〈定義の〔具体例である〕基体〉として不適切であるし、その場合に、それ以外も <sub>K2b5</sub> 蛇の〈定義の〔具体例である〕基体〉として不適切であっても、蛇として仮設されたもののように、蘊の集合と、それ(=蘊)のうちの一つと、相続と、相続を有するもののいずれ <sub>H2b1</sub> も、プドガラの〈定義の〔具体例である〕基体〉として不適切ではあるが、それ以外の自性も不適切なので、蘊に縁ってプド <sub>K2b6</sub> ガラとして仮設されたし、プドガラの作用能力としても住するものなのである。

その二つの譬喻(=〈デーヴアダッタ〉と縄の蛇)は仮設の仕方が相応するものなのであるが、譬喻以外の場合、そのときには蛇の <sub>K2a2</sub> 〈定義の〔具体例である〕基体〉がいはずれも無であることと〔〈デーヴアダッタ〉は〕相応しなくて、というのも、〈デーヴアダッタ〉などはプドガラの〈定義の〔具体例である〕基体〉として適切 <sub>K3a1</sub> だからである。

「それなら、〈デーヴアダッタ〉の〈定義の〔具体例である〕基体〉とは何であるのか」と考えるなら、それも言説として仮設された程度のものでは不十分である〔ことになる〕ので、そのように探求する際、〈デーヴアダッタ〉も、能 <sub>H2a3</sub> 犯察、その側では獲得されないからである。

それも、自体として成立した〈デーヴアダッタ〉 <sub>K3a2</sub> は獲得されないものなのだが、〈デーヴアダッタ〉は獲得されないものなのではなくて、というのも、それは言説の量によって獲得される必要があるからである。

କୁଣ୍ଡିଲେଖାରୀର ଶାନ୍ତିମହାଦେଵାରୀର ବିଦେହି କୁଣ୍ଡିଲେଖାରୀର ଶାନ୍ତିମହାଦେଵାରୀର ବିଦେହି

ସମ୍ବନ୍ଧିତ କାହାର କାହାର କାହାର

## ༄༅༅༅༅· རྒྱྲྙྰ· རྒྱྲྙྰ· རྒྱྲྙྰ· རྒྱྲྙྰ· རྒྱྲྙྰ·

ଦ୍ୱାରା ପରିଚୟ କରିବାକୁ ଅନୁରୋଧ କରିଛା।

ହେଲା'କୁରା'ହେଲା'ବ'ରଦି' K3a6ମେଲା'ରା'।

“**ପାତା**” H3al ୫୮. ରକ୍ଷଣାକୁଳୀର୍ ପାତା।

## ଦ୍ୱାରା କରାଯାଇଥିଲା ପରିମାଣରେ ଅନୁକୋଦିତ କାହାରେ

ଶତାବ୍ଦୀ ଏବଂ ପରିମାଣରେ କାହାରୁ ଅଧିକ ହେଉଥିଲା ।

ବେଶ୍ୟାକୁମାରାଧ୍ୟକ୍ଷ କେତେ କୁରାଯାପରଦୀ ଶୀତଳ ଦୂରାନ୍ତରୀକ୍ଷାଏ କୁରାଯାପରଦୀ କେତେ ଦୂରାନ୍ତରୀକ୍ଷାଏ କୁରାଯା  
ଅନ୍ତରଦୂରାନ୍ତରୀକ୍ଷାଏ କେତେ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ  
କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ  
କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ କୁରାଯାପରଦୀ

କୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା ଦେଖିବାକୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା  
ଏବଂକାରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା ଦେଖିବାକୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା  
କୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା ଦେଖିବାକୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା  
କୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା ଦେଖିବାକୁଣ୍ଡଳୀନ୍ଦ୍ରାତ୍ମକାରୀପାଦିଶ୍ଵରାମାଯାହୁମ୍ବା

<sup>vi</sup> 韶爾:『菩提心註』の原典に基づき、般若を読み換える。

<sup>vii</sup> ພົມລູກສາງຸດນິ້ມົງລູກ: 『菩提心註』の原典では、ພົມລູກສາງຸດນິ້ມົງລູກ

「『デーヴァダッタ』という言説が働く基体、それはどのように有るのかと探求する際、獲得されないのなら、それは畢竟無に<sub>H2b4</sub>なるのである。」というなら、それは『根本般若』<sup>7</sup>に、

もしこれら全てが<sub>K3&3</sub>空なら、  
生起することが無いし消滅することが無い。

という論難、それこそが適するものなので、『四百論註』<sup>8</sup>に、

事物と有事物だと論じる者(実在論者)のそのとおりなら、まさしくその事物の有であるとおり、そのかぎりで<sub>H2b5</sub>自体でもあるのだが、自<sub>K3&4</sub>体として無であるなら、ウサギの角と同様になるので、その欣樂する一切が適応し難いものになるのである。とお説きになったから、自体による無なら全くの無であり、かつ有なら自体による有だと主張する者のうちに、二<sub>H2b6</sub>諦<sub>K3&5</sub>の建立をなした者らは無くて、というのも、世俗を自らの流儀で承認したなら勝義諦を承認している〔余〕地が無く、後者を承認したならもう一方〔の前者〕を承認している〔余〕地が無いからである。

それゆえに依怙主ナーガルジュナが

諸法が空であるということを<sub>K3&6</sub>知つて  
業<sub>H3&1</sub>と果を依り所とする者は、  
奇特よりもこれは奇特であり、  
希有よりもこれは希有である。<sup>9</sup>

とお説きになったように、諸法に自体によって成立したものが塵ほども無いことと、所作・能作の建立の<sub>K3&1</sub>一切が<sub>H3&2</sub>妥当することの二つが合わさっていることは、自らの流儀に妥当するものであって、というのも、諸法において自体によって成立したものが退かないなら、諦執の所縁対象を為すべき地が無いことにならないで過失無き勝義諦を建てる地として適しくないし、自体によって<sub>K3&2</sub>成立したものが退くことを流儀として<sub>H3&3</sub>所作・能作を建てる地が生起しなかつたら、一切法を損減する断見になるからである。

それゆえに、〈因・果が自らの流儀において量によって成立していること〉と、それも(自体によって成立していることが妨げられて設定されている必要があると見ること)の<sub>K3&3</sub>二つが合わさっていることに善巧が生起したなら、「二諦の<sub>H3&4</sub>建立に善巧なる者」という名声に趣く者なのである。

先に引用された『空性七十論』<sup>10</sup>の教証のとおり、世間の五取蘊は、プロトガラと蘊を諦だと思い込む<sub>K3&4</sub>有汚染の無明より生起し、それによって蘊が自体によって成立していると<sub>H3&5</sub>仮設されたし、思い込むことを通じて業を積集し生じさせたが、それによって仮設されたとおりに成立していることを否定したときに、蘊は名称の言説によって建てられた程度の分別・仮設だと通<sub>K3&6</sub>曉することになるのである。

ရန်ဒရာနှင့်<sup>K4a</sup> ဖုန်းရွှေ့နှင့် အဲနှင့် ပါမာန် တို့၏ အကြောင်းအရာများ

(1.1.2) 第二(それを否定したことが勝義諦だ、と論証すること)、人我執と法我執によって仮設されたとおり、そのとおりに成立していることを否定したことこそが、勝義諦であって、というのも、それを所縁として修習したことによって、煩惱〔障〕と所知障の種子のあらゆるもののが尽きることになるからで、それも人我執によってそのプドガラ(人)を所縁として自己によって有ると執り、法我執によって基体である蘊を所縁として自体によって成立したと執ったのである。

プドガラと蘊が自体によって有ることを否定した程度のこと、それを「勝義諦」というのである。

「自体によって成立したものは世俗における有であるのに、それが有るなら諦成にどうしてなるだろうか。」というなら、言説における有の〈排斥分〉である有は勝義における有のこと<sub>K4e2</sub>なのであるから、言説における有の意義は名称の言説によって建てられた程度の有のことなのだが、言説が働く基体がどのように有るのか探求するなら獲得されないものであることにによって〔遍充され、一方で〕、<sub>H3b3</sub>自相によって有るなら言説が働く基体がどのように有るのか探求する際、能<sub>K4e3</sub>同察の側で獲得されることによって遍充されるから〔、自体によって成立したなら世俗においても諦成になるのである〕。<sup>11</sup>

(1.1.3) 第三(それより幻術のごとき現れる在り方の喻例を教示すること)、水月と夢と幻術などのように自体によって成立していないながら、自体によって成立していると顕現するので、顕現・<sub>H3b4</sub>空二つが合わさることを「幻術の如し」というのである。

たとえば、鏡の中に顔<sub>K4e4</sub>面の映像が現れた際、この映像の分が顔面として顕現し他の分が顔面として顕現しないという違いが少しも無いなら、一切分の一切に顔<sub>H3b5</sub>面の分がそれぞれ顕現するが、実相(=空性)としては映<sub>K4e5</sub>像の分が何処にも成立していないものであるように、青のごときそれ(=映像)が能取たる根知に自体によって成立していると顕現しない分が少し許りも無くとも、自体によって成立している分も少し許りも無いので、幻術の<sub>H3b6</sub>ごときであって、すなわち、それと同様に一切について知<sub>K4e6</sub>るべきである。

鏡の内の顔面の映像が顔面として成立していないと、表記に習熟した老人の言説の量によっても成立しているが、それは虚偽で粗雑な程度のものに通曉したものなのであるが、微細なものに通曉したものでは<sub>H4a1</sub>ないのである。

それについては、「顔<sub>K4b1</sub>面として顕現しているものそれそのものが、自らの側から安定して成立したものとして空だと了解する必要があるが、そのように了解して顔面として顕現することに観待した際も安定して顕現するし、それそのものが顕現しているとおりに、言説<sub>H4a2</sub>において安定して成立したのである。」と考えるなら、それは言説において自己<sub>K4b2</sub>相を承認する主張命題(宗)なので、ここ(=帰謬派)ではそれを主張ないのである。

ଯତ୍କିନ୍ତାଙ୍କରୀ ପାଇଁ ଏହାରେ କିମ୍ବା

ମୁହଁମୁଖ୍ୟମନ୍ତ୍ରୀ<sup>H46</sup> ପାଇଁ କାହାରେ କାହାରେ କାହାରେ କାହାରେ

କୁଣ୍ଡଳୀ<sup>K46</sup> ପ୍ରାଚୀନୀ ପ୍ରାଚୀନୀ<sup>ix</sup> ପ୍ରାଚୀନୀ

ବୈଶାଶ୍ଵରାଜୁ' ୫୫। ହୃଦୟରେଣୁ

କୁଳାଙ୍ଗପିଣ୍ଡାରୀ

ଶ୍ରୀକୃଷ୍ଣପଦମାତ୍ର

ଦେଶୀୟକୁଣ୍ଡଳାରୀ ପାଇଁ ହିନ୍ଦୁମାତ୍ରାଙ୍କିତ ହେଲାମୁଣ୍ଡଳୀ ଏବଂ କାନ୍ଦିଲାରୀ ପାଇଁ ହିନ୍ଦୁମାତ୍ରାଙ୍କିତ ହେଲାମୁଣ୍ଡଳୀ ।

॥  
গুরুক্ষেত্রাদেব'পরি'কর্ক'নিদ'বী । স্ব'নিদ'দর্শন'সু'ক্ষেত্র'পরি'কর্ক'ন'দ'প'স'ন'নিদ'শৈল'সু'ক্ষেত্র'পরি'ক্ষেত্র'কৃষ্ণ'ক্ষেত্র'প'ন'য'ম'।

ix ଏତ୍ତକଣ୍ଠୀ · H ଏତ୍ତକିଷ୍ଟି

『般若經』に、「色は空である。空性は色である。」<sup>12</sup>とお説きになった意義は、色が自体によって成立したものとして空<sub>H4a3</sub>だと通曉する際、その作用が衰退しないという<sub>K4b3</sub>性質から、色に実相がどのように有るのかを見た際、色自らの側から虚空において虹が消えたようになって自体によって成立したものが少しも無い一方で、色として<sub>H4a4</sub>仮設されたことに尽きているのだ、と考えることと、「その様なものとして言<sub>K4b4</sub>説の知覚に顕現するものである。」と知りつつ、所生・能生などの所作・能作の一切をその様なものとしてのみ建てる必要があったと量によって良く通曉することが生起したなら、「中觀歸謬派の見<sub>H4a5</sub>解を了解する者」という名聲に趣く<sub>K4b5</sub>と知るべきである。

そのように観察した際、色が自らの側から成立しているという心一境が生起したなら、未だ空が縁起の義だと通曉している者ではないのである。

(1.2) 第二(区別)、『入〔中〕論』<sup>13</sup>に、

眼<sub>H4b6</sub>翳に依り毛髪などの

本<sub>K4b6</sub>体として顛倒したものは、ブドガラの分別構想したものだ。

云々と、『入行論』<sup>14</sup>に、

勝義は知覚の行境ではない。

知覚は世俗なのだと主張する。

とお説きになった諸々は同一義なので、その意義は、〔『入行論』の〕前者の詩句を<sub>H4b1</sub>所証として後者の詩句<sub>K5a1</sub>を能証することではない<sup>15</sup>のである。

それは勝義諦は所知ではないのだと主張する流儀なのであり顛倒していると、知るべきである。

その「知覚」というのは、対境が隔てられたものとして顕現する二顕現を有する知覚とすべきで、〔その〕意義は、自性<sub>K5a2, H4b2</sub>が空であることを勝義諦として表示するばあいには、「所知は、ブドガラの自ら量る現量、それにそれ自らそのもの(=所知)が二として顕現することを通じて〈了解されるもの〉(所了解)ではないものだ」といつているが、間接的に、自ら量る現量によって水に水が置かれた〔かのような〕<sub>K5a3</sub>様態<sub>H4b3</sub>で〈了解されるもの〉(所了解)のことなのだと、理解可能である。

仏陀の等引智、それは如実を二顕現が没したという様態で量っていても、如量を二顕現という様態で量るものなので、勝義諦を量る現量を二顕現の無<sub>K5a4</sub>が遍充する<sub>H4b4</sub>ものなのではないのである。

世俗諦の定義とは、それ自らそのものを直接に了解する量、そこにそれ自らそのものが二として顕現することを通じて〈了解されるもの〉(所了解)〔のこと〕である。

<sup>x</sup> 綾霞山<sup>スナマツ</sup>: 綾霞<sup>スナマツ</sup>を読み換える。次註参照。

xi 前註參照。

それゆえに、仏陀の如実智の智、それは、勝義諦を水に水が置かれた〔かのような〕<sub>K5a5</sub> 様態で了解する<sub>H4b5</sub> が、世俗諦は〔仏陀〕自身とは別異〔の者〕に顕現することを通じて〈了解されるもの〉(所了解)のことなのである。

勝義諦を量る有境に異門勝義と非異門勝義の二つが有ることに依って、勝義<sub>K5a6</sub> 諦も知覚の側に観待して<sub>H4b6</sub> 二つに分けられているのだが、正理知たる比量の所量となつた芽の無諦のごときは異門勝義ではあるのだが正規の勝義諦なのではない、と論じることは一切相に道理では<sub>K5a1</sub> ない、と知るべきである。

それゆえに、<sub>H5a1</sub> 正理知たる比量、それによって〈諦の戲論〉が断絶されても、証相により〈否定されるもの〉(所否定)の顕現と勝義諦が〈二として顕現する戲論〉は断絶されないので「異門勝義」といわれるが、聖者の等引<sub>H5a2</sub> の側では<sub>K5a2</sub> それらの戲論が一切相に斥いたので、「非異門勝義」といわれるるのである。

それゆえに、勝義諦は知覚の二つの側に観待して「異門〔勝義〕」と「非異門勝義」といわれるるのである<sup>16</sup>。

世俗諦<sub>H5a3</sub> を二つ<sub>K5a3</sub> に分けたのも、言説の知覚の側に観待して「正世俗」と「邪世俗」と宣説されたものなのだが、中觀派自らの流儀では、瓶などは正世俗として成立したものなのではなくて、というのも、諦成したものを言説においてもお認めにならない<sub>H5a4</sub> からである。

それゆえ<sub>K5a4</sub> に、瓶と毛織物など、——空性を了解せずにはそれ(=瓶など)の顕現とそれ(=瓶などの空性)の了解の合わさっていることが言説の現量によって了解不可能な類に住する——それらは、「世間〔の者〕の世俗の知覚の側で諦成した<sub>H5a5</sub> もの」と宣説されるが、鏡<sub>K5a5</sub> の内の顔面の映像など、——前者のそれら(=瓶と毛織物など)に反して、[映像などの顕現とその空性の了解の合わさっていることが言説の現量によって]了解可能な類に住する——それらは、世間〔の者〕の世俗の知覚の側で虚偽なものと宣説されるのである。

ଦୁଃଖରେ ଦେବତା ପାଇଥାଏଇ ହେଉଥିଲା ଶ୍ରୀ ଦେବତା ପାଇଥାଏଇ ।

དྲྱାର୍ଦ୍ଧରେ ଶିଥାଇବାରେ ନାହିଁ କରୁଣାକର୍ତ୍ତା ଆସିବାରେ ଶିଥାଇବାରେ ନାହିଁ କରୁଣାକର୍ତ୍ତାଙ୍କର ପରିମାଣରେ ଅନୁକୂଳୀତ ନାହିଁ ।

xii シヌムダ: ハビタ を読み換える。

xiii エクリシ: クリヒ を読み換える。

xiv का Hका

xv *का H*

xvi パニषःपूष् を読み換える。

xvii H

xviii エテル：KエテルとHエテルを読み換える。Hエテルはウメ一体のエテル（=エタリ）をエテル（=エタリ）と読み間違えたかと思われる。

xix ସାହିତ୍ୟର ପରିଚୟ

(1.3) 第三(一と異を分別したこと)、『入〔中〕論』<sup>17</sup>に

全ての事物は、実<sub>H66</sub>なるもの・偽なるものと見る<sub>K66</sub>ことによって  
獲得された相関事という二つの本体を保持するものになる。

と外・内の諸事物は本体を二つずつ保持するものだ、とお説きになつていて、すなわち、言説の量によって獲得された本体と勝義の量によって獲得された本体が有るが、本体が異なる<sub>H61</sub>のであるのなら、『解深密<sub>K61</sub>経』に提示された四つの能害など<sup>18</sup>により侵害されるので、本体は一つだ<sup>19</sup>。〈排斥〉が一つであるのなら、それ(=『解深密経』)に説かれた四つの能害が該当するので、〈排斥〉が一つで本体が異なる<sup>20</sup>のであるのだが、諦は一と異程度であること<sub>K62</sub>より脱している、と<sub>H62</sub>論じる者こそは、中觀自身の流儀には承認されるべきものが少しも無いと主張する流儀の者なのであるから、一切相に道理ではないと知るべきである。

(1.4) 第四(数の決定)、所知である程度のものを基体としたばあいには、欺くという意義を有するものと欺かないという意義<sub>K63</sub>を有するものの二つは、一つを否定的に<sub>H63</sub>断定するときにはもう一つを肯定的に断定する必要があり、一つを肯定的に断定するときにはもう一つを否定的に断定する必要があるので、二諦に数が決定するものなのである。

[単に「諦」と言い切らずに]「勝義諦」という間接的な言い方〔をする場合〕の「諦」という<sub>K64</sub>のは、欺かないという意義のものなのであるが、諦成<sub>H64</sub>という意義なのではないのである。

それも、〔勝義諦〕自らは、〔自らを〕量る現量に〔勝義諦〕自らの在り方(=空性)に反して顕現して導き、迷乱することは有り得ないが、毛織物などにはそのようなことが有るからである。

<sub>K65</sub>要約するなら、基体の見を決択<sub>H65</sub>する際、相執の所縁対象が塵ほども無いと了解することと、所作・能作の一切が妥当して、それも量の道から良く導くことが可能なことが生起したなら、「基である見の究竟が決択された」といわれるものなのであるが、瓶・<sub>H66</sub>毛織物などを自らの流儀において承認したなら、相執の所縁対象が否定されたことである勝義諦を自らの流儀において建てた地が適さないし、それ(=勝義諦)を建てたら世俗諦が自らの流儀において承認した地が<sub>K61</sub>無い蜘蛛の足の様<sup>21</sup>に<sub>H61</sub>なったのなら、見の大きな岐路に住していると知るべきである。

དྲସ୍ଵାସନ୍ଦେଶେ ହେଉଥିବା କଣ୍ଠରୀତିରେ ପାଇବା ପାଇବା ପାଇବା ପାଇବା ପାଇବା

(2) 第二(道を進む次第)、『根本般若』の意趣註釈である以前の註釈として、『明句論』<sup>22</sup>に、依怙主ナーガールジュナは『入中論』の帰敬偈 <sub>K6a2</sub> の箇所に <sub>H6a2</sub> 教示された [五] 道の次第を始めに現証なさってから、最後に般若波羅蜜多の理趣に顛倒することなく通曉なさる、とお説きになったこととのおり、資糧〔道〕・加行〔道〕位では、三種の大悲<sup>23</sup>と、それにより等 <sub>K6b3, H6c3</sub> 起された世俗菩提心と、二辺を離れていると了解する無二智の三つによって [五] 道の基を執つてから、果位である智慧の二十一部類を残りなく行持(実践)した<sup>24</sup>。それ <sub>H6a4</sub> から十 <sub>K6b4</sub> 地の位では、布施などの十波羅蜜を完成して道を進む者なのであって、すなわち『六十頌如理論』の廻向の箇所<sup>25</sup>と『根本般若』<sup>26</sup>の略説・広説の箇所に教示したこととのおり、「蘊と <sub>H6c5</sub> プドガラを <sub>K6b5</sub> 有法として、自性として空であって、というのも縁起〔するもの〕なのだから」というその唯一の証明の証相が世俗諦、また所詮が勝義諦なのであるし、それらが量によって了解されるときに、基体を二諦として決 <sub>K6b6, H6a6</sub> 択したものなのであるが、〔遍是〕宗法〔性〕を了解する知覚そのものが拡大するのなら、縁起の取捨を如理に作す知覚(如理作意)になるし、それに数習することから方便・福徳の資糧になるのである。

方便から生起したものを所詮として了解する知覚 <sub>K7a1</sub> そのものは、これまでの <sub>H6b1</sub> 方便によって莊嚴されて数習したことから智の資糧になり、[五] 道・[二] 資糧の二つに数習したことから果である最勝の法身と最勝の色身の二つを得たことに <sub>K7a2</sub> なるものなのである。

基である二諦を双運すること、それが錯誤した <sub>H6a2</sub> なら、道である二資糧と果である二身が錯誤したことなのだから、縁起を自らの流儀において承認しないことと、等引するなら知覚が無いことと、色 <sub>K7a3</sub> 身を所化の他顯現のみにもたらすことなどが生起するものなのである。

これまで既に説かれた <sub>H6b3</sub> 微細な〈否定されるもの〉(所否定)が否定されたことである空性たる勝義諦、それを了解せずには、声聞と独覺らも有(=輪廻)から解脱不可能であることが依怙 <sub>K7a4</sub> 主ナーガールジュナの意趣なのだ、と軌範師ブッダパーリタとシャーンティデーヴァとチャンドラキールティ<sup>27</sup>などはお認めになる <sub>H6b4</sub> のである。

或る者が声聞に法無我が了解されることが有ると承認しながら、プドガラと蘊の諦執を所知障 <sub>K7a5</sub> とするのは、辺を十分に断絶していないものなのであって、諦空を現量で了解し、かつ了解し終わることを数習していくながら、<sub>H6b5</sub> 遍計と俱生の諦執の種子を何も捨断していないと主張する者は、正理道を〔踏み〕越えた <sub>K7a6</sub> 者なのである。

或いは、それらの者(=声聞と独覺)も所知障の種子を捨断している、と承認する必要があるのである。

それゆえに諦執は煩惱障で、かつ、それも声聞の阿羅漢と第八地を得たとき <sub>H6b6</sub> に尽く捨断されるものなのである。

諦執の習気 <sub>K7b1</sub> および事物が諦として顯現する二顯現の迷乱の分が所知障だ、と主張なさるが、煩惱の習気であるのなら煩惱の種子なのである必要はないのである<sup>28</sup>。



(3)第三(果を現証する仕方)、(3.1)果〔位〕の時に等〔引智〕・<sub>H7a1</sub>後〔得智〕が相反するか相反しないかを伺察することと、<sub>K7b2</sub>(3.2)色身がどのように成就するのか、という二つの理趣によって知るべきである。

(3.1)第一(果〔位〕の時に等〔引智〕・後〔得智〕が相反するか相反しないかを伺察すること)、有学道においては、世俗と勝義の二諦の一方を現前に了解する知覚そのものは<sub>H7a2</sub>もう一方を現前に了解不可能なので、等引〔智〕と後<sub>K7b3</sub>得〔智〕は共通基体には住し得ないものなのである。

それも二諦は本体が異なると執る垢を尽く捨断したことよりなのである。

〔第〕十地の相続の最後の無間道の際、<sub>H7a3</sub>空性に等引し〔続け〕ている状態からその第<sub>K7b4</sub>二刹那に法身を現証するものなのだが、その際、所知障を尽く捨断したことによって如実を現前に御存知になる知覚そのものが、如量の所知の一切を掌に<sub>H7a4</sub>置かれた油柑の実(蘆磨羅果)のように現前に了解するが、それ(=その知覚)は<sub>K7b5</sub>如実をも現前に了解するので、如実〔智〕と如量智の二つは共通基体に住するものなのである。

如量の所知を了解する分から「後に得たもの(後得)」といわれるが、等引とは本体が異なる後得は無いのである。

<sub>H7a5</sub>〔第〕十地の相続の最後の<sub>K7b6</sub>無間道の時に、粗悪の微細な垢は無くとも、それを捨断した解脱道が生じていないので尽く捨断したものなのではないのである。

如何なる者らであれ、そ(=第十地の相続の最後の無間道)の時に(粗悪の微細な垢が無いなら等覺者になる)と考えて〔粗悪の微細な垢を断つことが〕有ると主張<sub>K8a1</sub>しつつ、見道という<sub>H7a6</sub>法忍に中断の無い道の時には、自らの側の分には所断、それの種子は無いと主張する者は、〔垢を〕所断という滅させることになるものとして捨断することと、〔所断という〕生じることになるものとして捨断することという相反する学説を共通基体において承認する者<sub>K8a2</sub>なのである。

(3.2)第二(色身がどのように成就するのか)<sub>H7b1</sub>、〔第〕十地の相続の最後位の相好によって飾られた身そのものの後の同類が、あらゆる垢が尽きる際、受用身になるものなのである。

智法身と受用<sub>K8a3</sub>身の二つは、直接原因が一度に<sub>H7a2</sub>集合することに依拠する関係が成就したものなのであって、一時に現証するものなのである。

最勝変化身を現証する能力が同時に得られても、現前するのは受用身が<sub>K8a4</sub>増上縁を為さったことに観待するものなの<sub>H7b5</sub>である。

仏陀の智そのものが受用身と最勝変化身として現れたものなのであるが、極微が積集したという本体なのではないのである。

“**ਅਤੇ ਕੁਝ ਸੰਦਰਭਾਂ ਵਿੱਚ ਆਪਣੀ ਪ੍ਰਤੀ ਸ਼ਾਸ਼ਨਕਾਰੀ ਵਿੱਚ ਵਿਵਾਹ ਮੁਹੱਲਾਂ ਵਿੱਚ ਵਿਵਾਹ ਕਰਾਉਣਾ ਪ੍ਰਤੀ ਵਿਵਾਹ ਵਿੱਚ ਵਿਵਾਹ ਕਰਾਉਣਾ ਹੈ।**”

ପ୍ରଥମା' H<sub>7b</sub>ସଂକଷେଣ୍ଟ୍ ପ୍ରାଚୀନ ପରିବର୍ତ୍ତନ ପରିବର୍ତ୍ତନ ପରିବର୍ତ୍ତନ

ସାହୁର ପାତାକ ପାତାକ

ଶ୍ରୀକୃଷ୍ଣାମରାଜୁ

ଶ୍ରୀମତୀ ପାତ୍ନୀ କଣ୍ଠାରୀ ଏବଂ ମହାନ୍ତିରାଜୀ ପାତ୍ନୀ କଣ୍ଠାରୀ

K882 हे. पर्कु नामादि यासुद त्रेत द्रव्याद विषा यसा

ଶେଷା'ପାଞ୍ଚ'ପାହନ'ବ'ରୁକ୍ତ'କେତୁ'ଶିଖ

ପ୍ରତିକାଳର ମହାନ୍ତିରଙ୍ଗିତାରେ ଏହାର ଅନୁଭବ ହେଉଥିଲା ।

ନେବ'କେବ'କ୍ଷଣ'କ୍ଷଣ'କେବ'କ୍ଷଣ'ପିବ' ॥

ପକ୍ଷିନ୍ ପକ୍ଷିନ୍ ହେଲେ ଶାକାନ୍ କାହାନ୍ କି କେତେ

ବର୍ଣ୍ଣାକୁ ଦେବ ପତ୍ରରେ ବର୍ଣ୍ଣାକୁ ଦେବ ପତ୍ରରେ

ଶ୍ରୀ ମେଣା ପାତ୍ର ଦ୍ୱାରା କୌଣସି କରାଯାଇଥାଏ ଏହା ଏକ ଅନୁଷ୍ଠାନିକ ପାତ୍ର

ବେଳେ ପାଦକର୍ମା ପାଦକର୍ମା ପାଦକର୍ମା !

ଶ୍ରୀମଦ୍ଭଗବତ୍-ପାଠୀ-କଣ୍ଠ-ପାଠୀ-ପାଠୀ-ପାଠୀ-ପାଠୀ

ଶ୍ରୀକୃଷ୍ଣାବ୍ୟାପକାନ୍ତମାତ୍ରାଙ୍ଗ

仏陀の自相続に撰まったく三身は無<sub>K8a5</sub>く、色身を所化の顯現の側のみに<sub>H7b4</sub>建てるのは、福德の完全な資糧が無果であることなどの侵害が非常に多いし、基「である二諦」の見解を決択する際、縁起が自らの流儀に承認されること無く、他の<sub>K8a6</sub>側のみに〔承認を〕なす〔ことになってしまう〕ことなどのゆえに過誤なのである。

<sub>H7b5</sub> それゆえに基である二諦を双入し、道である二資糧を双入し、果である法・色二〔身〕を双入するという理趣を正理道から導き出した者を、中<sub>K8b1</sub> 観派自らの流儀において成立している理趣に善巧した者とすべきである。

<sub>H7b6</sub> コーティ(千万)の最勝聖者(菩薩)が進む善道であり、

全ての教典の無双の心髓である

ナーガールジュナ足下の無垢の御主張を

三軌範師<sup>29</sup>が解釈したとおり、そのとおりに

<sub>K8a2</sub> 主尊上師の語った御教えのみから、

正理論者(論理学者)タルマリンチェンが

<sub>H8a1</sub> 最上の聖教・正理に努める智恵を有する

宝珠法王のために、著したものである。

こ〔の世〕で、善良純白無垢なる勤、それによって

全ての趣が甚深なる<sub>K8b3</sub>縁起の義を了解してから、

無知の闇の諸集合を完全に<sub>H8a2</sub>克服して、

最上の智の顯現を拡大するように。

これによって教説の宝が一切の門に広まり拡大し、長久に住することにならんことを。

xxiv श'व'द्वा' Kshb4 परि'वसा'श'क्षुषा' दक्षप'र्त्ता'

ଖୁଣ୍ଡାଶ୍ଵରମାଦ<sup>Hsia</sup> ସବୀ ଖୁଣ୍ଡାଶ୍ଵରମାଦୀ କେତେବୀଶବ୍ଦୀ ସନ୍ଦର୍ଭୀ ହିଁ ଖୁଣ୍ଡାଶ୍ଵରମାଦ ପରିକର୍ତ୍ତ୍ୟା ଏକାଶ୍ଵରମାଦ ସ୍ଥାପନାରେ ହୁଣ୍ଡାଦ୍ଵାରା ॥

ଦୁର୍ଦ୍ଧାଁ<sup>xxv</sup> (ଜ୍ଞାନବିକଳୀକଣାତି) ଦେଖିଲାକିନ୍ତିରୁଦ୍ଧାଁରୁଦ୍ଧାଁ'ପାଦ୍ମ'ପାଦ୍ମ'ଦେଖିଲେଗା'ଏହା'କରୁନ୍ତାରୁ ଶ୍ଵର'ପାଦ୍ମ' Ksh.ବେଳେ  
ପାଦ୍ମ'ଦେଖିଲେଗା'ଏହା'ପାଦ୍ମ'ଦେଖିଲେଗା'ଏହା'କରୁନ୍ତାରୁ ଶ୍ଵର'ପାଦ୍ମ'xxx ଦେଖିଲୁଥିଲା'ଏହା'  
କରୁନ୍ତାରୁ'ପାଦ୍ମ'ଦେଖିଲେଗା'ଏହା'କରୁନ୍ତାରୁ ଶ୍ଵର'ପାଦ୍ମ'ଦେଖିଲୁଥିଲା'।

षत्रिष्ठाप(स्त्रिष्ठाप) K<sub>H</sub>०८५ 'स्त्रेद्याप'द्विष्ठाप' तु श्वेत्याप'क्षमपाद'ज्ञेत्याद्याद्या' हि लृष्टाप' H<sub>R</sub>०८५ द्विष्ठाप'द्याक्षम  
हुक्षमपाद'ज्ञेत्याद्याद्या'।

དྲླାର୍ତ୍ତିଶାର୍କ ରେ ମୀଘାଦିନ ଦ୍ଵାରା ସମ୍ପାଦିତ ଏହାରୁ ଅଧିକାରୀଙ୍କ ମଧ୍ୟ ଦେଖାଯାଇଥାଏଇବୁ

॥**शास्त्रम्**॥५॥(३०४-३०५-३०६-३०७)॥**या शास्त्रम् या शास्त्रादेशं या शास्त्रेवादेशं या शास्त्रं कृपादन्तःस्त्री**॥

དངོས་(ਫ੍ਰਾਂਸੋਨ) ਕੈ। ਹਾਲਾਂਹਾਂ ਕੁਝ ਮਾਮੂਲਿਆਂ ਵਿਖੇ ਦੱਸਾਂਗ ਕੱਣਾਂ ਅਤੇ ਨਾਲਾਂ ਪ੍ਰਤਿ ਸ਼ਾਸ਼ਟ ਹੋ ਰਿਹਾਂ।

“**ପାତ୍ରିଶାସ୍ତ୍ର**” (ଅନୁଷ୍ଠାନିକରଣ) ଅଛି । ଦୟାଶିକାରୀଙ୍କୁ ଦ୍ୱାରା ଉପରେ ଥାଏଥିବା ଶିଖିଦିଲୁଗାରେ ଦ୍ୱାରା ପାତ୍ରିଶାସ୍ତ୍ର ଏବଂ ପାତ୍ରିଶାସ୍ତ୍ରରୀତିକୁ ପରିଚାରିତ ହେଉଥିଲା । ଦ୍ୱାରା ପାତ୍ରିଶାସ୍ତ୍ରରୀତିକୁ ପରିଚାରିତ ହେଉଥିଲା । ଦ୍ୱାରା ପାତ୍ରିଶାସ୍ତ୍ରରୀତିକୁ ପରିଚାରିତ ହେଉଥିଲା ।

ମୁଖ୍ୟମୁଦ୍ରାଶବ୍ଦାନ୍ତରେ<sup>H8b2</sup> କିମ୍ବା ପରିମାଣରେ ।

ପ୍ରାଚୀନ କବିତା ଅନୁଷ୍ଠାନିକ ପରିମାଣରେ

ବେଶ୍ୟ

শাস্ত্র'য' (ক্ষম'কৃত'দর্শন) য'শান্তিশা ॥১॥ শাদ'ব্রহ্ম'য'বদ্বা'কেন'ক্ষম'য'দর্শন'। কল্প'য'বদ্বা'কেন'ক্ষম'য'বর্তন'।

“**དྲྡྷྱ**”(ଦୟାକିନ୍ମତ୍ରକାରୀ) ହେଉଥିଲା ଅନ୍ତର୍ମାଣକାରୀ ଅଧିକାରୀଙ୍କ ପରିବାରଙ୍କ ଦ୍ୱାରା ଦୟାକିନ୍ମତ୍ରକାରୀ ହେଲାମୁ।

xxiv H は を欠く。

<sup>xxv</sup> 五五死: 五五を読み換える。

xxvi ५६८. H ५४

正しき上<sub>K8b4</sub>師の御足に帰命するのである。

勝觀の修習<sub>H8c3</sub>に四つ、(1)勝觀の資糧、(2)区分、(3)どのように修習するのかという仕方、(4)修習することによって成就したことの量(基準)である。

(1)第一(勝觀の資糧)、真実の義を無垢の正理道から導き出して、教示することに<sub>K8b5</sub>励む善知識こそは、不共にほかならない者なのであって、<sub>H8e4</sub>というのも、勝者の教典の未了・了を区別することについて量(基準)となった大車(開祖)に隨順してから、了義の義について伺察して修習する者だからである。

(2)第二(区分)、<sub>K8b6</sub>(2.1)如量を所縁として修習を弁別することと、(2.2)如實を<sub>H8e5</sub>所縁として【修習を】弁別することである。

その二つ各々についても、(2.1.1, 2.2.1)意義の粗大なものを完全に伺察することと、(2.1.2, 2.2.2)微細なものを弁別して完全に伺察することの二つである。

(3)第<sub>K9e1</sub>三(どのように修習するのかという仕方)に三つ、(3.1)数の決定、(3.2)順序の決定、(3.3)修習の仕方そのものである。

(3.1)第一(数の決定)、<sub>H8e6</sub>十分に弁別するばあいに、プドガラと法についての無我という二つに数が決定しているのである。

(3.2)第二(順序の決定)、否定の基体であるプド<sub>K9e2</sub>ガラの上に〈否定されるもの〉(所否定)であるプドガラの我(人我)とそれが否定的に断定された〔程度〕のプドガラの無我(人無我)、および否定の基体である蘊の上に<sub>H8b1</sub>〈否定されるもの〉(所否定)である法我とそれが否定的に断定された程度の法無我の二つに細粗は当てはまらなくても、決定(=理解)の難易は有るので、プドガラの無我(人無我)を始めに修習して、それから法無我を修習するという次第が決定していく、すなわち

あなたが我<sub>H8e2</sub>想を知る、

そのとおりにそれを全てに慧によって結び付けるべきである。<sup>30</sup>

というのである。

(3.3)第三(修習の仕方そのもの)に二つ、<sub>K9e4</sub>(3.3.1)プドガラの無我(人無我)を修習することと、(3.3.2)法無我を修習することである。

(3.3.1)第一(プドガラの無我(人無我)を修習すること)に二つ、(3.3.1.1)〈私〉(我)が無自性だと修習することと、(3.3.1.2)〈「私の……」ということ〉(我所)が無自性だと修習することである。

(3.3.1.1)第一(〈私〉が無自性であると修習すること)<sub>H8b3</sub>に二つ、(3.3.1.1.1)虚空のごとき等引の瑜伽<sub>K9e5</sub>と、(3.3.1.1.2)幻術のごとき後得の瑜伽である。

ჟან-ჰერბერტი<sup>H9a</sup> შემ-დუშეს<sup>K9b</sup> ვა სონ-ძალა-ძალა-ძალა-ძალა-ძალა-ძალა-

藏文： རྒྱྲ་དྷ་ཆྱାନ୍ ཤୁର୍ଯ୍ୟ དྷ རྒྱྲ ཕୁ གྱྲୁ མླୁ བୁ གୁ གୁ གୁ གୁ གୁ གୁ གୁ

(3.3.1.1.1) 第一(虚空のごとき等引の瑜伽)に四つ、(3.3.1.1.1.1)「私である。」と考える俱生の知覚に属性の基体である〈私〉の形象が良く現れて〈私〉を顕現させる要処を知ることと、(3.3.1.1.1.2)その〈顕現の在り方〉で成立した<sub>H84</sub>なら、一と異以外に[第]三<sub>K94</sub>項は有り得ないので、「〈私〉(我)と〈「私の……」ということ〉(我所)の二つの項が顕現の仕方どおりに自性によって成立したなら、自性<sub>H85</sub>によって成立した一と〈双などの異〉のいづれかに決定する」という遍充の決定と、(3.3.1.1.1.3)〈私〉(我)と〈「私の……」ということ〉(我所)の二つの項が自性によって成立した<sub>K96</sub>一と異ではないと決定する〔遍是〕宗法〔性〕の決定と、(3.3.1.1.1.4)否定の基体において〈否定されるもの〉(所否定)を否定的に断定することを証相の所証として決定するものである離一多の証相である。

(3.3.1.1.1.1) 第一(「私である。」と考える俱生の知覚に属性の基体である〈私〉の形象が良く現れて〈私〉を顕現させる要処を知ること)、一般に「私である。」と考える知覚に〈私〉が義の上から成立したかのごとき<sub>H86</sub>ものとして<sub>K92</sub>顕現し、その後で五蘊の形象として現れ〔ても〕、或いはその知覚に仮設の基体である五蘊の形象として現れてから、その後で〈私〉がそのようにして顕現しても、知覚自身には、〈私〉と同時に〈顕現の在り方〉それ〔が無いなら〕、及び〈顕現の在り方〉が〈思い込みの義(対象)〉において為されたという執<sub>K93</sub>が無いなら、俱生の諦<sub>H81</sub>執にならないのである。

「私である。」と考える俱生の知覚には、〈私〉の〈属性の法〉が何も顕現せず、仮設の基体と同一・別異のどちらの形象も現れないのに、〈属性の基体〉であるその〈私〉が声共(言葉の共相)程度ではな<sub>H82</sub>く、〈私〉が義の上<sub>K94</sub>から成立したかのごときものとして顕現する必要がある。その知覚に「〈私〉がそのように顕現すること」を、「〈私〉が自性によって成立したものとして顕現すること」、「自体によって成立したものとして顕現すること」、「自相によって成立したこと」、及び「諦として成立したものとして顕現すること」と言うのである。

〈顕現の在り方〉がそのように〔自性と〕して成立した<sub>K95</sub>なら、基体が我として〔成立したもの〕及び諦として成立したものなどになるのである。

〈顕現の在り方〉がそのように〔自性と〕して成立したと執るその知覚が俱生の我執になるのである。

そのような〈顕現の在り方〉が〔単に〕有ることによって俱生の我執になる〔と、あなたが言う〕のなら、眼知を有<sub>H87</sub>法としても、俱生の我<sub>K96</sub>執になることに帰謬する。色がそのように〔自性と〕して顕現するから。そのような執が有ることによってそれ(=我執)になるのなら、「私である。」と考える知覚を有法として、それ(=我執)に帰謬する。そのようにして執るから。〔それを〕認めるのなら、分別を諦執が遍充することを<sub>K10a1</sub>、<sub>H85</sub>承認した〔ことになる〕のである。

শাস্ত্রান্বিত পদ্ধতি দ্বারা পরিষিদ্ধ হয়। এই পদ্ধতি শাস্ত্রে কৃত হয়েছে।

དྲྱବ୍ଦକୁ ଧରିବା ପରିମାଣ କରି ମୋହନ କୁଳକୁ ଧରିବା ପରିମାଣ କରିଛନ୍ତି ।

དྲସ' ནଦେ' རୋ' ། འରି རୋ' ཁକ' གୁଣ' ପା' ଦରି' ཁକ' କୁଣ' ହି' ཁକ' ଦୁଗୁ' ପିଶା' ଦର' ବିଶା' କ' ଦୁଗୁ' ତୁ' ଦେ' ଦା' ଧି' କାଣ' ଦ୍ୱାରା' ଧି' ଏଣ' ଶବ୍ଦ ଶ୍ରୀ' <sup>K105</sup> ଶ୍ରୀ' ଦୁ' ଯଦ' ନାଥାରା' କେନ' ଦରି' କମ' ବା' ଦକ' କୁଣ' ଦରା' ବିକ' କୁଣ' ବିଶା' <sup>H105</sup> ଦା' ତୁ' ଶ୍ରୀ' ।

xxvii କନ୍ଦରୀ

xxviii H. H.

xxix विना H विना

xxx ଶ୍ରୀ K ଶ୍ରୀ

それゆえに、「私である。」と考える俱生の知覚に〈私〉と同時である諸々の〈属性の法〉を離れた〈単なる私〉が義の上から成立したものとして顕現することが「顕現すること」であり、かつ顕現することをそのように〔自性と〕して成立したものとして執ること及び思い込むことが「思い込むこと」なのである。

K10e2 幼児にとって H9e6 鏡の中に顔の映像が顕現する際に、映像の分のこれこれは顔として顕現し、これこれは〔顔として〕顕現しないという違い無しに、一切が顔として顕現する。それと H9e1 同様に〈私〉の分のこれこれは義の上 K10e3 から成立したものとして顕現し、これこれはそれとして成立していないという分無しに、一切の分が義の上から成立したものとして顕現するのである。

映像と顔の二つは、表記に習熟していない者には一つに混ざって顕現するので、その H9e2 知覚は映像を顔 K10e4 として思い込む。〔思い込みとは、〕「私である。」と考える知覚に〔〈私〉が〕義の上から成立したものとして顕現することと、〈私〉が義の上から成立したことの二つが一つに混ざって、それ(=〈私〉)の顕現することを義の上から成立したものと思い込むことなのである。

その喻例・義の二つを量るその二つの知に、その K10e5 様 H9e3 な二つの〈顕現の在り方〉が顕現しないなら、その二つの知覚は迷乱することにならない。その二つにその二つが顕現するとおりのものとして成立したなら、迷乱せずにその二つになるのである。

衆生の分別〔知〕と無分別知のいずれであっても、自相によって K10e6 成立したものとして顕現するから、迷乱知 H9e4 であるという理由もそれである。

それゆえに、「私である。」と考える俱生の知覚に〈私〉の〈顕現の在り方〉がどのように住するのか良く計ったなら、〈否定されるもの〉(所否定)を決定(=理解)した者のだから、〈「私の……」ということ〉(我所)と蘊など他のものの K10e1 上においても、仮設された法、その形象が〈現れる在り方〉と〈思い込まれる在り方〉を計 H9e5 るべきである。

(3.3.1.1.2) 第二(その〈顕現の在り方〉で成立したなら、一と異以外に〔第〕三項は有り得ないので、「〈私〉と〈「私の……」ということ〉の二つの項が顕現の仕方通りに自性によって成立したなら、自性によって成立した一と〈双などの異〉のいづれかに決定する」という遍充の決定)、〈顕現の在り方〉がそのように〔自性として〕成立したなら、〈私〉(我)と〈「私の……」ということ〉(我所)の二つの項は、決まって義の上から成立した一と義の上から成立した異〔のどちらか〕になるのであって、というのも、K10e2 義の上からその二つ(=一と異)において〔第〕三項が退けられるから。〔また、〕如何なる知に如何なる H9e6 対境が顕現しても、対の無いことである一と対を有することである異〔のどちらか〕として顕現することによって遍充されるのであって、というのも、その二つ(=一と異)の〈顕現の在り方〉に〔第〕三項は無いから。そのように、一と異として無であるから、K10e3 [遍充の決定とは、] 諦として無であることによって遍充されるという遍充の決定なのである。

‘**षट्किंश्चाद्य**’ (द्विसद्वर्षाभित्यापि) ज्ञान-वा द्वा कृत्याद्येति सर्वाणि कर्त्ते द्वै कृत्याद्येति किंतु ज्ञान-वा द्वै कृत्याद्येति अपि यद्यपि एव विशेषान्वयं इति उपाधिः ।

xxxi 51 K 51

xxxii एं H एं

(3.3.1.1.1.3) 第三(〈私〉と〈私の……〉ということ)の二つの項が自性によって成立した一と異ではないと決定する〔遍是〕宗法〔性〕の決定)に二つ、(3.3.1.1.1.3.1)その H10a1 二つが義の上から成立した一でないと決定することと、(3.3.1.1.1.3.2) その二つが義の上から成立した異でないと決定することである。

(3.3.1.1.1.3.1) 第一(その二つが義の上から成立した一でないと決定すること)、〈私〉と蘊の二つの〈顕現の在り方〉がその K10b4 ように義の上から成立した一であるのなら、異が全くの無(畢竟無)である一として成立している必要がある。そのとおりなら、現在の蘊 H10a2 ともそのように〔畢竟無の一と〕なるので、〈私〉は[1]現在の身・心の单なる集合と一であるのか、[2]個別のものと一であるのか。[1]第一(身・心の单なる集合と一)の K10b5 とおりなら、〔〈私〉は〕そのような单なる集合を伴って、前世からここ(=今世)に来、かつここ(=今世)から後〔世〕に行くことに帰謬する。〈私〉は現在のそれ(=身・心の单なる集合)と一であるから。〔また、〕[2]第二(個別のものと一)のとおり H10a3 なら、[2.1] 身と一であるのか、[2.2] 心と一であるのか。第一(身と一)のとおり K10b6 なら、[2.1.1] 身の支分の单なる集合と一であるのか、[2.1.2] [支分の] 各々と一であるのか。[2.1.1] 第一(支分の单なる集合と一)のとおりなら、身・心が離れて身が眠りに住する際、〈私〉もそのとおりに住し、また身が火によって焼かれて相続が断絶された H10a4 際、〈私〉も相続が断絶されたこと K11a1 などに帰謬する。何であれその二つ(=〈私〉と身)が一であるものは、その身のとおりになっているから。〔それを〕認めるのなら、〈私〉が六趣などに生じることは相続が断絶されたことに帰謬するのである。

[2.1.2] 第二(支分の各々と一)のとおりなら、〈私〉は足の指の間の部分各々と、また頭 K11a2 髮の各々とも一であることに帰謬する。H10a5 〈私〉は身の支分の各々と一であるから。

〔それを〕認めるのなら、一人の男の有る限りの頭髪、その数と等しい〈私〉とブドガラが、その唯一人の男に有ることに帰謬するのである。

[2.2] 第 K11a3 二(心と一)のとおりなら、[2.2.1] 六聚識いずれ H10a6 とも一であるのか、[2.2.2] 意識と一であるのか。[2.2.1] 第一(六聚識いずれとも一)のとおりなら、一人の男の相続に六聚識が一挙に生じた際、一つのブドガラの相続が六つの異なるものに帰謬する。第一(六聚識いずれとも一)のとおり K11a4 なのであるから。[2.2.2] 第二(意識と一)のとおりなら、無想定に住したり H10b1 気絶したりする際、〈私〉の相続が断絶されたことに帰謬する。意識の相続が断絶されたから。意識に頭や手の病なども有ることに帰謬するのである。

それゆえに、K11a5 〈私〉と蘊の〈顕現の在り方〉はそのように成立した一ではないのだと決定するのである。

শান্তদেশাশুম্ভদ্বাদ্বৰ্ষীকৃষ্ণবৈ পূর্ববৰ্ষীকৃষ্ণদ্বাদ্বৰ্ষীকৃষ্ণদ্বাদ্বৰ্ষীকৃষ্ণদ্বাদ্বৰ্ষীকৃষ্ণবৈ পূর্ববৰ্ষীকৃষ্ণবৈ পূর্ববৰ্ষীকৃষ্ণবৈ

ଦେଖିଲାକୁଣ୍ଡାକୁ ଶରୀରରେ ପାଦରେ ଦେଖିଲାକୁଣ୍ଡାକୁ ଶରୀରରେ ପାଦରେ

ཡརྒྱା. རྩྗ. ཤ୍ରୀ དྲ. ສାହିକ. ອ୍ରୀ।

xxxiii శస్త్రములు

xxxiv శ్రీయత్రి H శ్రీ.

xxxv 55|K55

xxxvi *Journal of Hellenic Studies*

xxxvii 21 H 58

xxxviii  $\text{H}^{\wedge}$

(3.3.1.1.3.2) 第二(その二つが義の上から成立した異でないと決定すること)、その二つ(=〈私〉と蘿)がそのような異であるのなら、無関係な別々のものに<sub>H10a2</sub>なるので、蘿が〈取られるもの〉(取られる対象)で〈私〉が取る者であることが妥当しないことに帰謬し、また眼が色を見るばあいに<sub>K11a6</sub>〈私〉が色を見ることや、手が病むばあいに〈私〉が病むことなどの言説が妥当しないことに帰謬する。その二つ(=〈私〉と蘿)は無関係な別々のものとして住しているから。【一でも】異でないと決定されたこそが、【遍是】宗法〔性〕が決定されたことなのである。

更に、その〈私〉は<sub>H10a3</sub>[1]常か、[2]無常か。[1]第一(常)のとおりなら、<sub>K11b1</sub>生死〔すること〕によって、〈私〉は相続が漸絶される〔ことに帰謬する〕。また、[2]第二(無常)のとおりなら、[2.1]〈私〉の諸部分と一か、[2.2]異か。[2.1]第一(〈私〉の諸部分と一)のとおりなら、〈私〉は生まれた程度のころからは話すことを知らない様に、〈私〉は老いてからも話すことを知らないことや、後に【話すことが】発生する〔のである〕なら生まれた程度のころから発生していることや、〈私〉が話すとき<sub>K11b2</sub>には生まれた程度のころから話すことなどに<sub>H10a4</sub>帰謬する。【〈私〉は】諸部分とは、〈顕現の在り方〉がそのように成立した一なのであるから。[2.2]第二(〈私〉の諸部分と異)のとおりなら、〈私〉の生を憶念することと過去を憶念することが妥当でないと帰謬することや、業を積集する者である〈私〉と成熟を経験する<sub>K11b3</sub>者である〈私〉の二つも、無関係な別々のものに帰謬する。後者(〈私〉の諸部分と異)のとおりなのであるから。そのように無関係な別々のものになることは前<sub>H10a5</sub>者(〈私〉の諸部分と一)のとおりである。

(3.3.1.1.4) 第四(否定の基体において〈否定されるもの〉(所否定)を否定的に断定することを証相の所証として決定するものである離一多の証相)所証の決定、その三要処に縁って〈執る在り方〉と〈顕現の在り方〉がそのように【自性と】して成立したものは少<sub>K11b4</sub>しも存在しない。「決して存在しない」と決定することとは、守り育てるべき見解を決定することと理解することなのであるが、それを守り育てる五つの在り方が有つても、ここでは決定し終わった見解を忘失しない業(作用)という第一の<sub>H10a6</sub>守り育て方である。

それについても、三つの要処が満足される必要があつて、決定の<sub>K11b5</sub>要処、執る要処、顕現の要処である。

その三つの要処を具えた守り育て方とは、〈我執(〈私〉を執ること)の在り方〉と〈顕現の在り方〉がそのように【自性と】して成立したものは全く存在しない、と考える瞭然とした決定知が生じたことが、三つの要処を満たす相続<sub>H11a1</sub>に強力<sub>K11b6</sub>な決定をその度に導く【ことな】のである。

そのように成立したなら、一か異かと円満十全に伺察すること一つで瞭然とした決定知が導かれた。【すなわち、一か異かを】決定するときに決定知を連続して導くのである。

繰り返しそうに【伺察を】起こすものなのである。

住処<sub>H11a2</sub>が成立していない者に関してである<sub>K12a1</sub>ので、諸後者について微力の伺察をまず起こし、強力な決定知を連続して起こすべきである。

तदैर्हार्षेणादृष्टवृद्धिप्रदात्रेऽपावृद्धुर्दृक्षर्वाचार्यामीमुक्तुं  
मुक्तुंसमाप्तं॥ K12a. H1a कृद्यन्वद्युक्त्वेषाद्दृष्ट्वा वाग्नार्थेषाद्यावृद्धुर्मुक्तुंसमाप्तं  
कृद्यन्वद्युक्त्वेषाद्दृष्ट्वा वाग्नार्थेषाद्यावृद्धुर्मुक्तुंसमाप्तं॥ K12a. H1a

ପାତ୍ରିବାଦୀ (ହିନ୍ଦୁକ୍ଷମାତ୍ରାଙ୍ଗଭାବରେ କ୍ଷେତ୍ରରେ) କୌଣସି କରିବାକୁ ପାତ୍ରିବାଦୀ  
ପାତ୍ରିବାଦୀ (ହିନ୍ଦୁକ୍ଷମାତ୍ରାଙ୍ଗଭାବରେ କ୍ଷେତ୍ରରେ) କୌଣସି କରିବାକୁ ପାତ୍ରିବାଦୀ

ଦେଖିଲା କେଣ୍ଟଗୁରୁ<sup>K123</sup> ମେନାମାତ୍ରରୁ ।  
ଶ୍ରୀମଦ୍ଭଗବତର ହିନ୍ଦୁମୁଖୀର ଅନ୍ତର୍ଗତ ଶ୍ରୀମଦ୍ଭଗବତରୁ ।

xxxix ムタ:ムタフを読み換える。

xl ਸਿੰਘ ਹਜ਼ਾਰਾ

このように一と異の伺察を起こしてから伺察の義が決定しない間でも、異種の分別によって中断され <sub>K12a2, H11a3</sub>ない憶念・正知や、伺察の義を決定する決定知〔の中〕の間接的なものを除く他〔の決定知〕によって中断されない憶念・正知や、その明の側で同種〔の対境〕・異種の対境いずれの標相の現れをも否定するばかりに憶念・正知に依止する <sub>K12a3</sub>仕方など、<sub>H11a4</sub>如実の止住を知るべきである。

決定知を相続した辺際(極限)と〈顕現の在り方〉がそのように成立したなら、考えが再び伺察する〔ことになる〕までの間でも他の分別によって中断されないようにすべきである。

そのように修習したことから、その有境が対境たる空 <sub>K12a4</sub>性、それに自在 <sub>H11a5</sub>となつたかのごとく、またその対境がその知に自然に生じたかのごとく生起するのである。

法を十分に弁別することである般若を修習することと、勝觀を修習することには違いは有るのか、と考えるなら、〔それは〕他で説こう。

(3.3.1.1.2) 第二(幻術のごとき後得の瑜伽)は、(3.3.1.1.2.1) 唯名と、<sub>K12a5</sub>(3.3.1.1.2.2) 唯 <sub>H11a6</sub>仮設と、(3.3.1.1.2.3) 如幻(幻術のごとし)の三つによって説こう。

(3.3.1.1.2.1) 第一(唯名)、「私である。」と考える知覚によって執られたものである自という義がそのように〔自性と〕して成立したなら、〔それを〕否定した後では〈私〉という唯名それ以外は残らない。「それ(=〈私〉)という唯名)はウサギの角という空虚な名、それと相応する <sub>K12a6</sub>のである。」<sub>H11b1</sub>と考えるなら、その唯名〔という点で〕は相応していても、効果的作用の能力・無能力という違いは有るのである。

純然たる名がそれに隨順して尋思せず伺察せずに起つたときに、「私が行く」といえば、はつきりとはつきりと行くし、「私が住する」といえば、速やかに住する、それと同様に善を修行し、罪障を <sub>K12b1</sub>懺悔したことなどが妥当する <sub>H11b2</sub>というのは、純然たる名に所作・能作が妥当するということなのである。

それと同様に、〔唯〕表記と唯言説についても知るべきであるし、全て〔の法〕に対して適用されるのである。

(3.3.1.1.2.2) 第二(唯仮設)、背こぶなどの存在が見えるときに、「牛である。」と考える知覚が生じるが、犬〔である〕という知覚が生じないのは、<sub>K12a6</sub>仮設の基体、それにそれとして仮設された、仮設されなかつたという違 <sub>H11b3</sub>いないこと、それと同様に仮設の基体である蘊の集合と〔蘊の中の〕一つのいずれかを見ると「私である。」と考える知覚が生じることも、その仮設の基体に「私〔である〕」、また「私の……である。」と仮設されたからである。

そのとおりに、全ての法 <sub>K12a3</sub>について知るべきである。

誰が仮設したのか〔、という〕なら、分別する者が仮設した〔と答える〕。その理由 <sub>H11b4</sub>によって自相によって成立せず、世俗は唯名として成立したものなのである。



(3.3.1.1.2.3) 第三(如幻)、〔中觀派の祖師は、〕幻術をその〔後得の〕瑜伽を修習する者にとっての喻例となさつたのである。

それも、幻術師自らには幻術の K12b4 顕現が有っても思い込みが無いことのように〔、ということ〕である。

そのように修習する者に二つ、対治の力 H11b5 で修習する者と、憶念・正知によって修習する者である。

第一(=対治の力で修習する者)、等引を可能とする力を有することになったが故に、憶念・正知に観待せずに顕現した程度のことから自 K12b6 性が少しも無い、幻術の如き相続を修習するのである。

見解の決定無くしては、何であれ顕現するものは猛り立った H11b6 心住の力より生起するので、如幻を修習するために不適切である。

第二(=憶念・正知によって修習する者)、憶念・正知によって執つて、「私である。」と考える知覚に〈私〉が自性 K12a6 によって成立したものとして顕現しても、〈私〉が顕現した程度のことから自性が少しも無い決定を導いて修習 H12a1 すべきである。

それも、その知覚に先に〈私〉が自性によって成立したことと〈私〉が無自性であることの二つが一度に顕現しても、その二つを別々に決定する二つの K13a1 分別は一つのブドガラに一時には生起しないものなので、他の知によって中 H12a2 断せずに決定を導くのである。

これこそが、そのように異生がブドガラの無我(人無我)を修習する後得そのものである。

それと同様に、他について K13a2 も知るようにしてよ。

(3.3.1.2) 第二(「私の……」ということ)(我所)が無自性だと修習すること)に二つ、(3.3.1.2.1) 等引において修習することと、(3.3.1.2.2) 後得において修習することである。

(3.3.1.2.1) 第一(等引において修習すること)、H12a3 眼・鼻などが〈「私の……」ということ〉(我所)の仮設の基体なのであるが、「私である。」と考え、また「我れの……(我所)である。」と考える知覚に〈支配されるもの〉(所支配)のごとくに K13a3 顕現し、その知覚によって執られたとおりに義の上から成立したなら、〈「私の……」ということ〉(我所)が自相によって成立したものなのである。

それを思い込みの義としてから、「私の……(我所)である。」 H12a4 と執ることが、俱生の我所執というブドガラの我(人我)、あるいはそれ(=我所)として執る範囲内に含めてよいことなの K13a4 である。

その〈支配されるもの〉(所支配)が義の上から成立したなら、支配者であるブドガラも義の上から成立したばあいに、それが先に説かれた正理によって少し H12a5 も成立していないと了解することによって、我所に自性が少しも無いと了解することは、ブドガラの K13a5 無我(人無我)の方に属する修習すべき見解なのである。また、修習の仕方と憶念・正知に依止する仕方は先のとおりである。

ସାହିତ୍ୟର ପାଦମଧ୍ୟରେ ଏହା କଥା ଆଜିର ପାଦମଧ୍ୟରେ ଏହା କଥା

ସାତିଶାଦାକ୍ଷଣୀଁ ପରିଷାମେଦାକ୍ଷମାର୍ତ୍ତମାପାଶିତିଶା ପରିମାତାପାଶିତିଶା ପରିମାତାପାଶିତିଶା ।

དྲྡྷାହରା'ତେବେଶ'ଏବୀ K13a ଶୁଣ୍ଟାକୁ ତରକାରୀରେ ସମ୍ପଦିତ କାନ୍ତିକାରୀରେ  
ଦନ୍ତ' ଶେଷ'ରେ ଶରୀରରେ ଅର୍ଥାତ୍ ଦୁଃଖରେ କାନ୍ତିକାରୀରେ ଦନ୍ତ' ଶେଷ'ରେ ଶରୀରରେ  
ଦୁଃଖରେ ପରିବ୍ରାହମିତାରେ H12b କାନ୍ତିକାରୀରେ ଦନ୍ତ' ଶେଷ'ରେ ଶରୀରରେ ॥

କୀର୍ତ୍ତନାକାରୀଙ୍କ ଦ୍ୱାରା ପ୍ରକାଶିତ ଏକ ମହାକାଵ୍ୟାଳୁକାରୀଙ୍କ ପରିଚାରକ ପାଇଁ ଏହାର ଅଧିକାରୀଙ୍କ ପରିଚାରକ ପାଇଁ ଏହାର ଅଧିକାରୀଙ୍କ ପରିଚାରକ ପାଇଁ

ସାତିମାଦି<sup>୧</sup> ପରିଚ୍ୟାକୁଣ୍ଡଳୀ<sup>୨</sup> ଅଛି । ଏହାରେ ଯାଏଇ ପରିଚ୍ୟାକୁଣ୍ଡଳୀ<sup>୩</sup> ପରିଚ୍ୟାକୁଣ୍ଡଳୀ<sup>୪</sup> ଅଛି । ଏହାରେ ଯାଏଇ ପରିଚ୍ୟାକୁଣ୍ଡଳୀ<sup>୫</sup> ପରିଚ୍ୟାକୁଣ୍ଡଳୀ<sup>୬</sup> ଅଛି ।

xlii ગુ. H સા.

(3.3.1.2.2) 第二(後得において修習すること)、後得において唯<sub>H12a6</sub>名と唯仮設と如幻だと修習することも、先の正理を変換〔して応用〕すべきである。

先に説かれた<sub>K13a6</sub>その正理によって、地獄から仏陀までのプドガラとその我所の一切は、仮設の基体であるもの、それと本体が一<sub>H12b1</sub>なのであることと本体が異なるのであることが自性によって成立していることが無いというプドガラの無我(人無我)と<sub>K13b1</sub>我所の一切も自性によって無いことを論証する理趣を知るべきである。

(3.3.2) 第二(法無我を修習すること)、法無我を修習する仕方に二つ、(3.3.2.1)等引において修習することと、<sub>H12b2</sub>(3.3.2.2)後得において修習することである。

(3.3.2.1) 第一(等引において修習すること)、自相続に含まれているものと含まれていないものである<sub>K13b2</sub>蘊と界と處なのであるが、それらが義の上から成立したかのように顕現し、顕現しているとおりに成立していることと〔そのように〕思い込むことが、〔それぞれ〕法の我と我執なのであり、そのように〔自性〕として成立していないことが<sub>H12b3</sub>法無我なのである。

それを決択することとは、<sub>K13b3</sub>諸有色は自らの東などの方分と全体(有分)が、また知は自らの前後など時分と全体(有分)の諸々が、義の上から成立した一と異の何れとして成立しているのかを先と同様に<sub>H12b4</sub>観察して否定することである。

<sub>K13b4</sub>法とプドガラも自らの仮設の基体の集合に縁って仮設されたものなのであるが、〔それは〕縁って生じたもののことと縁って仮設されたもののことなのである。

何かに縁るものは、それ(=能依)とそれ(=所依)の性によって成立した一として無くて、というのも、一として有るなら<sub>H12b5</sub>所作・能作の一<sub>K13b5</sub>切が一になる〔から〕。また、その二つは性によって成立した他として無くて、というのも、それ(=他)として有るなら関係が退くので、それ(=所依)に期待することが相反するからである。

これと先の正理によって自性が少しも無いと決定すること、それを先の通り憶念・正知に依止して<sub>K13b6</sub>修習する<sub>H12b6</sub>のである。

(3.3.2.2) 第二(後得において修習すること)、プドガラの無我(人無我)の場合に説かれたことと同様に、如幻の修習の仕方を為すべきである。

単なる有として成立しても諦が退くことである勝義諦を如幻と為したことと、空でありながら顕現することである顕現の如幻の<sub>K14a1</sub>二つのうち、ここでは後者が<sub>H13a1</sub>〈修習されるべきもの〉(所修習)なのである。

分別における憶念の守り育て方どおりに、現在のプドガラの根知においてそのとおりに修習することとは、根知が対境に対して働くときに憶念・正知によってそのように執って、根知に対境がその<sub>K14a2</sub>ように顕現することと、意<sub>H13a2</sub>知によって自性が少しも無いという決定知を一時に導いて、顕現していながら空であることと、空でありながら顕現することである幻術のごとき現れを学ぶべきである。

さらにまた、縁って仮設されたことと、縁つ<sub>K14a3</sub>て成立したことと、縁つて生じた<sub>H13a3</sub>ことという在り方に堅固な決定知を導くのである。

xliii 次註および文末註 31 を参照。

<sup>xliv</sup> H は以下の一節を欠く。前註および文末註 31 を参照。

この『宝鬘という、甚深の見を教導する書』は、タルマリンチェンによって著述されたものである。

<sup>31</sup>オーン・スヴァスティ(=おう、吉祥たれ)。

利益、その源たる勝者の Kl4ed 教説という集聚樹<sup>32</sup>が  
生い広がって、全ての趣が最上の解脱という善果を行じるために、タシリントウプ大法苑に  
衰退無き法施の流れ行く相続、これが発展せんことを。  
サルヴァマンガラム(=一切の幸あれ)。

## 参考文献

ツルティム、高田

ツルティム・ケサン、高田順仁『ツォンカパ 中觀哲学の研究 I』文栄堂、平成8年。

ツルティム、藤伸 2014

ツルティム・ケサン、藤伸孝司『チベット仏教の原典・ツォンカパ『菩提道次第小論』悟りへの階梯』(初版2005年の改訂新版)、UNIO、2014。

中澤

中澤中『入中論』底本チベット訳校訂テキスト ([kishin-syobo.com/index.php?資料](http://kishin-syobo.com/index.php?資料)) 起心書房、2011。

森山 2001a

森山清徹「カマラシーラの『中觀光明論』とゲルク派の二諦説の解釈——アポーハ論と『解深密經』に基づく勝義諦と世俗諦の区分——」『石上善應教授古稀記念論文集 仏教文化の基調と展開』石上善應教授古稀記念論文集刊行会編、山喜房仏書林, pp. 283–306。

森山 2001b

森山清徹「チャバチョキセンゲの二諦説——*dBu ma śār gsum gyi stoṅ mithun* 和訳研究(2)——」(A01班・公募研究:チベット仏教、チャバチョキセンゲ及びゲルク派(dGe lugs pa)の二諦説の解釈) 平成10年度~14年度 文部科学省科学研究費補助金 特定領域研究「古典学の再構築」総括班編、「古典学の再構築」第I期公募研究論文集, pp. 57–63。

Amano (ed.)

*Abhisamayālambikāra-kārikā-śāstra-vivṛti*, Edited by Koei H. Amano, Heirakuji-Shoten, 2000.  
de la Vallée (ed.) 1977

*Mūlamadhyamakākārikās (Mādhyamikasūtras) de Nāgārjuna avec la Prasannapadā Commentaire de Candrakīrti*. Publiée par Louis de la Vallée Poussin (Bibliotheca Buddhica. IV., 1903-1913), MEICHO-FUKYŪ-KAI, 1977.

Gretil

*Madhyamakavatara* Input by members of the Sanskrit Buddhist Input Project. With kind permission of the Digital Sanskrit Buddhist Canon Project of Nagarjuna Institute, Nepal and University of the West, Rosemead, California, USA ([www.uwest.edu/sanskritcanon](http://www.uwest.edu/sanskritcanon)) Sastra section, text no. 53.

Li (ed.)

*Madhyamakāvatāra-kārikā* Chapter 6 (published with open access at Springerlink.com, 2014).  
Suzuki (ed.)

Suzuki, Kōshin (ed.) *Sanskrit Fragments and Tibetan Translation of Candrakīrti's Bodhisattvayogācāracatuhśatakañikā*, Sankibo Press, 1994.

Tauscher (ed.)

Tauscher, Helmut (ed.) *dBu ma śār gsum gyi ston thuin* (Wiener Studien zur Tibetologie und Buddhismuskunde Heft 43, Wien 1999).

Tshultrim (ed.)

*The Shorter Treatise on the Graded Path of Awakening; Lamrim chungnu*, by Tsong khapa, Critically edited by Tshultrim Kelsang Khangkar, Published by the Tibetan Buddhist Culture Association Minamida-cho 22-9, Jodo-ji, Sakyo-ku, Kyoto, Japan, 2012.

Vaidya (ed.) 1960

*Bodhicaryāvatāra of Śāntideva with the Commentary Pañjikā of Prajñākaramati*. Edited by Dr. P. L. Vaidya (Buddhist Sanskrit Texts—No. 12), The Mithila Institute of Post-Graduate Studies and Research in Sanskrit Learning, Darbhanga, 1960.

Vaidya (ed.) 1961

*Samādhirājasūtra* Edited by Dr. P.L. Vaidya (Buddhist Sanskrit Texts—No. 2), The Mithila Institute of Post-Graduate Studies and Research in Sanskrit Learning, Darbhanga, 1961.

1 『ウパーリ所問経』(D No. 68, Ca 129b5-6)

種々の意喜ばしき花が開き、  
黄金の宮殿が輝くことが意に適う、  
この世では、それにも作者は些かも無くて、  
それらは分別に依り建てられたものなのだ。  
分別に依り世間は構想分別されていて……

Cf. 漢訳『ウパーリ所問経』

我說地獄諸苦事	死入大怖惡道中
無量眾生起厭心	實無惡趣可來往
刀杖鉛硝眾苦具	亦無有能造作者
由分別故而見有	無量楚毒迫其身
園林種種妙花敷	宮殿眾寶相輝映
亦無有人能作者	皆從分別妄心生
虛偽之法詐世間	凡夫繫著生顛倒
猶如分別諸幻焰	於此取捨悉皆空 (T310 (24)『大寶積經』「優波離會第二十四」, Vol. 11, 518c11-18)

常為眾生百千眾	現說地獄怖畏事
未曾有去墮惡道	死入無間地獄者
無有能作地獄者	亦無能作鉛硝等
因分別故而見有	刀劍之害傷己身
雜色莊嚴花果樹	金色宮殿而晃耀
彼亦未曾有作者	皆從妄想分別起
虛偽之法詐世間	著想迴旋凡夫人
於取不取無自性	猶如分別幻化炎 (T325『佛說決定毗尼經』, Vol. 12, 41c28-42a6)

Cf. 『明句論』(D No. 3860, 'A18a3-6, 64b7-65a3; de la Vallée (ed.) 1977, pp. 53-54, 191; 233-235)

दर्शनाद्वैतावत्संस्कृताप्रसाधनागुरु  
 नेमाद्युपवित्रावाच्चिन्नवक्षब्रह्माते ॥  
 नेमात्तुस्तंशानुवर्ण्युम् ॥  
 एतदासीद्यथाद्वर्णदेहाय्यथये ॥  
 वृष्टयद्यावाच्चयोर्ब्रह्मै ॥  
 एतद्याम्बृश्वर्णकेवक्षवृश्विभिरः ॥  
 प्रकृद्याप्तद्याम्बृश्वर्णाप्येति ॥  
 हक्षणाप्वद्यावाच्चवर्णदेहात् ॥  
 प्राणाद्यवाच्चिद्याव्यक्त्वाभिरुद्यत्वा ॥  
 ज्ञांक्षणाप्तिद्यावाच्चेत्याप्तिविद्या ॥  
 एतद्युत्तम्यकेवलाम्बिद्यत्वा ॥  
 वृद्धिक्षेपद्यावाच्चिद्यत्वाभिरुद्यत्वा ॥  
 देहाप्वद्यावाच्चिन्नवक्षवृश्विभिरः ॥  
 हक्षणाप्वद्यावाच्चिन्नवक्षवृश्विभिरः ॥  
 देहाम्बिद्यावाच्चिन्नवक्षवृश्विभिरः ॥  
 वृद्धिमास्त्रद्वयेत्याम्बिद्यत्वा ॥  
 अवृद्धिमास्त्रद्वयेत्याम्बिद्यत्वा ॥  
 अवृद्धिमास्त्रद्वयेत्याम्बिद्यत्वा ॥  
 अवृद्धिमास्त्रद्वयेत्याम्बिद्यत्वा ॥

『聖ウハーリ所問經』(D No. 68, Ca129b3-6)にも、  
 有情地獄の恐怖を私は教示しよう。  
 幾千もの多くの有情を厭離させても、  
 死去したら凶悪な悪趣に趣く  
 趣、彼らは決して有りはしない。  
 剣・槍・武器を放つ  
 追害する者は有りはしない。  
 分別に依って、それら悪趣の  
 身に〔武器が〕落ちることが見えるが、そこに武器は無い。  
 種々の意喜ばしき花が開き、  
 黄金の宮殿が輝くことが意に適う、  
 この世では、それにも作者は些かも無くて、  
 それらは分別に依り建てられたものなのだ。  
 分別に依り世間は構想分別されていて、  
 想を執るので、凡夫に分類される。  
 執と無執、それも生起しなくて、  
 適計は幻術・陽炎の如し。  
 とお説きになったのである。

uktari ca āryopālipariprēchayām  
 bhaya darsīta nārīyakān me satvasasahasra savejita naikē |  
 na ca vیدyati kāśīha satva yo cyutu gacchati ghoram apāyam ||  
 na ca kāraku kārapa santi yehi kṛtā asitomaraśastrāḥ |  
 kalpavaśena tu paśyati tatra kāyi patanti apāyita śastrāḥ ||  
 citramanorama sajjitapuspāḥ svampavimāna jalanti manojñāḥ |  
 tesy api kāraku nāstiha kaści te 'pi ca sthāpita kalpavaśena ||





- parāvabodhārthaṁ śāstraprāpanayanam ity esa tāvac chāstrasya saṁbandhah /
- 23 『入中論』 D No.3861, 'A201b3-4; kk. I 3-4.
- ददर्शसदेवायद्ग्राघतिक्षुरविन् ।  
 एवग्रामीनैतेवायद्ग्राघाक्षामास्त्वेद्ग्राम् ॥  
 क्षेत्राभ्युप्राप्तमद्ग्रामेवद्ग्राम् ॥  
 दर्शनाग्रामेवद्ग्रामेवायद्ग्राम् ॥  
 दर्शनाग्रामेवद्ग्रामेवायद्ग्राम् ॥  
 एवंददर्शविनिर्देशान्तर्गतवर्णवाच्याम् ॥  
 कृपावर्णायामीनैवद्ग्रामेवायद्ग्राम् ॥  
 क्षमाप्राप्तायामेवद्ग्रामेवायद्ग्राम् ॥
- 最初に、「私」というのを我と思いつむこととなつたし、  
 「我れのこれ」というように事物に対して貪を生じた者である、  
 水車が漂うように自在無き  
 趣に対して、悲愍することとなつた者、その方に敬礼する。(I 3)  
 趣は搖れ動く水の内の月のように  
 揺れ動き、かつ自性空だ、と見る  
 勝者子、この方の心は、諸趣たる者を  
 解脱せんがために悲の支配するところとなつたし、(I 4)  
 ātmābhīsaktau tv ahameti pūrvān rāgodbhave bhāva idarī mameti /  
 arhattacaryāvadadhīnaloke kārunyavān yo 'sti namo 'stu tasmai // I 3 //  
 jagac cale candram ivānbudmadye calarī svabhāvena viñā vilokya /  
 yad asy citte khalu bodhisattve jagad virmuktyai karunāvāśarige // I 4 // (Cf. Gretil)
- 24 『現觀莊旋論』 D No. 3786, Ka11b1-4; VIII 2-6: Amano (ed.) pp. 103-104.
- कुरुक्षेत्रायामुख्यक्षेत्रद्वयाम् ।  
 क्षमाप्राप्तमद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 ज्ञानाद्वयामुख्यमद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 क्षमाप्राप्तमद्ग्रामेवद्ग्राम् (2) ।  
 ज्ञानाद्वयामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 मनुष्याद्वयामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 वैद्यतामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 कृपामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 दर्शनामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 विद्यामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् । (3)  
 क्षमाप्राप्तमद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 ज्ञानाद्वयामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 वैद्यतामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 कृपामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् । (4)  
 दर्शनामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 विद्यामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।  
 कृपामेवद्ग्रामेवद्ग्राम् । (5)  
 क्षमाप्राप्तमेवद्ग्रामेवद्ग्राम् ।

सर्वत्रात्मनानन्दाप्यितन् ।  
कुरुत्वा धर्मात्माप्तिर्विदन् ।  
कर्मात्माभैर्वाहित्वाप्ति ॥(6)

〔三十七〕 菩提分〔法〕、〔四〕無量〔心〕と  
〔八〕解脱、  
九次第定と  
十遍處と(VIII 2)  
勝處に  
区分された八種、また  
無諍〔三昧〕と、願智と  
〔六〕神通、〔四〕無礙解、(VIII 3)  
四一切相清淨と、  
十自在と十力と  
四不畏と  
三無護と、(VIII 4)  
三種の念処と  
無忘失法と  
習氣の斷と  
衆生に対する大悲と(VIII 5)  
牟尼だけの不共法の  
十八と説かれるところのものと  
一切相知性とが  
「〔智〕法身」と述べられるものなのだ。(VIII 6)  
bodhipaksāpramāṇāni vimokṣā anupūrvāśaḥ /  
navātmikā samāpattiḥ kṛtsnam dasavidhātmakam // VIII 2 //  
abhibhvāyatanāny aṣṭaprakārāṇī prabhedataḥ /  
aranā pranidhijñānam abhijñāḥ pratisanvidah // VIII 3 //  
sarvākāraṇī catastro 'tha śuddhayo vaśītā dasā /  
balāni daśā catvāri vaiśāradyānyarakaṣṇām // VIII 4 //  
trividham smutypasthānam tridhāsamposadharmaṭā /  
vāsanāyāḥ samudghāto mahati karunā Jane // VIII 5 //  
āvenikā muner eva dharmā ye 'stādaśeritāḥ /  
sarvākāraṇīatā ceti dharmaṅkāyo 'bhidhīyate //VIII 6 /

<sup>25</sup> D No. 3825, Ts22b14-5; k. 60.

द्योपादीपिष्ठात्मात्मगुणम् ।  
द्योपादवाप्तिभेदात्मक्षेत्रात्मात्मात् ।  
द्योपादवाप्तिभेदात्मात्मात्मात् ।  
द्योपादवाप्तिभेदात्मात्मात् ।  
この善により衆生全てが  
福・智の資糧を積集して  
福・智より生起した  
二つの勝れたものを得られんことを。

<sup>26</sup> De la Vallée (ed.) 1977 p. 12, ll. 13-14; D No. 3824, Tsal1a3-4 (D No. 3860, 'A 5a4-5); T No. 1564, Vol. 30, p. 2b6-7; I 1.

द्योपादवाप्तिभेदात्मक्षेत्रात्मात् ।

प्रतिशाप्तुर्वाप्येत्कुर्वेति॥

प्रतिशाप्तुर्वाप्येत्कुर्वेति॥

प्रतिशाप्तुर्वाप्येत्कुर्वेति॥

自よりではない、他よりではない、

二よりではない、無因ではない、

如何なる事物も何処にも

生じることは決して有りはしない。

na svato nāpi parato na dvābhyām nāpy ahetutah /

utpamā jātu viḍyante bhāvāḥ kva cana ke cana //

諸法不自生 亦不從他生

不共不無因 是故知無生

<sup>27</sup> 註29参照。

<sup>28</sup> 『入中論』D' A342b3-343a1, 中澤 pp. 139-140.

<sup>29</sup> ブッダバーリタ、チャンドラギールティ、シャーンティデーヴアのことか。註27参照。

<sup>30</sup> 『三昧王經』D No. 127, Da44a2-3; Vaidya (ed.) 1961, p. 77; XII 7ab; T No. 639, Vol. 15 『月燈三昧經』卷第三, p. 563c11.

yatha jñātvātmasarījñās tathaiva sarvatra preṣitā buddhiḥ /

若有能知神我想 於中發起勝智慧

Cf. Tshultrim (ed.), p. 265; ツルティム、高田 pp. 34-35 ; ツルティム、藤仲 2014, p. 271.

<sup>31</sup> ラサ版では、以下の文句の代わりに「善きかな。」で締めくくる。

<sup>32</sup> 如意宝珠の別名。